

# 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護するための制度であるが、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度とするため、平成11年に民法等の改正が行われ、平成12年4月から新制度が施行されている。

## 成年後見制度の概要

(1) 法定後見制度 ー軽度の痴呆者等への対応・適切な保護者の選任

①「補助」（新設）

・軽度の痴呆、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者が対象

②「保佐」（準禁治産の改正）

・判断能力が著しく不十分な者が対象

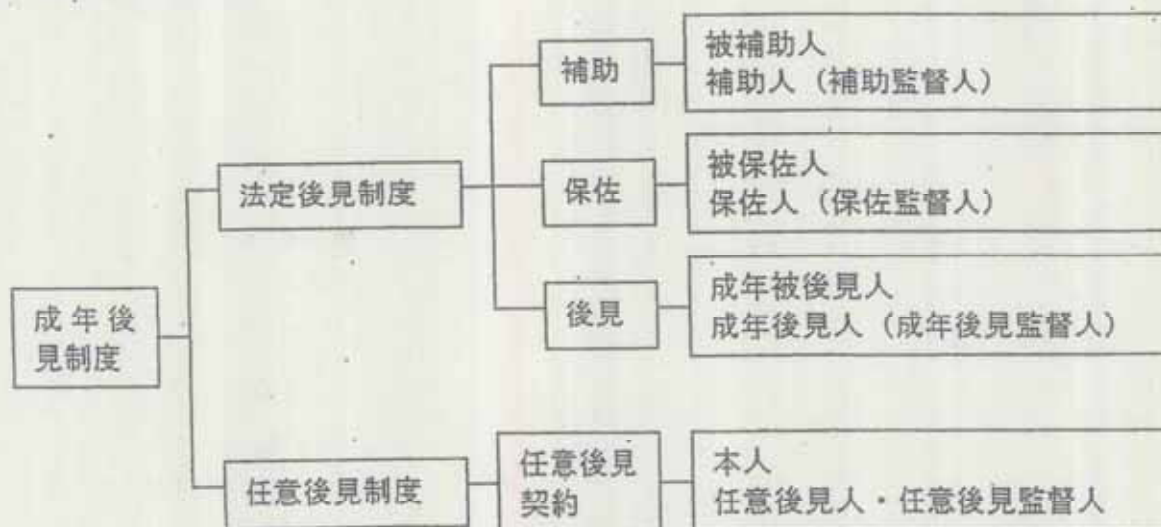
③「後見」（禁治産の改正）

・判断能力を欠いていることが通常の状態である者が対象

家庭裁判所は、事案に応じて適切な保護者（補助人、補佐人、成年後見人）を選任。また、保護者の監督に当たる者（補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人）を選任することも可能。

保護者を複数選任することや法人を選任することも可能。

## 〔成年後見制度の関係〕



(2) 任意後見制度 — 自己決定と本人保護の重視

予め代理人（任意後見人）に、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおくことが可能。

本人は、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下で、任意後見人による保護を受ける。

(3) 成年後見登記制度

禁治産宣告などの戸籍への記載による公示制度を改め、成年後見人などの権限及び任意後見契約の内容などを登記して公示する成年後見登記制度を新設。

(4) 身寄りのない者の保護

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない者の保護を図るため、市町村長に法定後見（補助・補佐・後見）の開始の審判の申立権が与えられている。